

増田パートナーズ法律事務所

「尊敬し合える関係のもと、一つひとつの課題に向き合い、
新たな未来を創造する伴走者となる」

事務所について

増田パートナーズ法律事務所は、弁護士増田英次が中心となって2008年2月に設立され、以後、企業法務、企業間紛争、知的財産を主な業務分野として、国内外の多くの案件に携わって参りました。

その間、世界情勢や日本を取り巻く環境は激変し、近時は法務の世界でも、DX化はもちろんのこと、弁護士の存在意義、価値すら揺るがしかねないほど大きな変化の渦に巻き込まれています。

しかしながら、私たちの目指すべき姿(志、ミッション)は、以前も現在もそして未来も変わることはありません。それは、法分野で、誰もやっていないことに挑戦し続け、新たな価値創造を行うことによって、クライアントの真のニーズに応え続けていくこと、そして、真の法の支配を確立していくことに他なりません。

そのために、私たち弁護士、スタッフは常に学び続け、また、常に未来から今を見つめ、時代の最先端を目指して、法律家集団として質の高い法

的助言はもちろんのこと、法務以外の知識や知恵、経験をも統合することによって、私たちしかできないリーガルサービスを提供して参ります。

混迷を深める時代にあるからこそ、私たちが必要とされる。そんな法律事務所を目指してこれからも精進を続けていく所存です。

当事務所が求めるもの

米国ではワクテル・リプトン・ローゼン・アンド・カッツのように、小規模ながら最もプレステージが高いとされる法律事務所もあります。理想・理念を貫くには、事務所が小規模であることがかえって利点となる面が多々あります。法律事務所の規模で見た場合、可能な仕事は三つに区分できると思います。

一つ目は、マンパワーを使って一気に達成する仕事です。これは大手でなければできません。大手の優位性でしょう。

二つ目は、弁護士個人個人の資質が高ければ、規模に関係なくできる仕事。企業法務・金融法務であれ訴訟であれ、マンパワーではなく、弁護士の

能力・資質に顧客が付くケースはとて多いのです。私が事務所設立当初からやっているコンプライアンスなどは、法律を超えた、ある意味生き方の問題でもあり、また現場での実務経験も問われるフィールドですから、規模の大小は問



代表(弁護士・ニューヨーク州弁護士)：
増田英次氏

われません。

また、当事務所、中でも代表パートナーの増田が主に関与している、上場企業を中心とした、社外役員(弁護士増田は、現在、野村證券、GMOインターネットグループの社外取締役およびジャパン・ホテル・リート投資法人の執行役員等を務めています。)やM&Aの際に求められることがある第三者委員会への関与という領域も、個人の能力や資質に加え、利益相反の観点からも小規模事務所の優位性が働く分野です。

三つ目は、小規模事務所ではできない仕事です。たとえばコンフリクト案件。また、採算上からして、大手では受けられない仕事もあります。しかし、規模の大小を問わず、弁護士が関与しなければならない事案は存在するのです。さらには、明らかに社会正義に反している事案にもかかわらず、大手法律事務所では諸事情から関与しない(できない)というケースもあります。

当事務所は、弁護士個人の能力が問われる領域、大手がやれない領域にフォーカスしています。サポートのスピード、クオリティ、幅の広さ、そしてクライアントが納得する報酬という条件さえ整えば、多くの相談に応えられるのです。

大手法律事務所の存在は重要です。しかし、小規模事務所だからこそ、価値観が多様化・複雑化した現代において活躍できる余地はとて多いと考えています。実際にも、当事務所では、日本を代表する数々の大手企業、ベンチャー企業がクライアントとなっています。

取扱い分野

当事務所のクライアントは、国内外の銀行・証券会社・損保会社等金融機関、各種メーカー、卸売業、物流、投資ファンド、スタートアップ・ベンチャー会社(IPO準備会社含む)、情報・通信会社、SNS運営会社、製薬・医療機器関連会社、出版社、芸能・声優プロダクション、映画製作・配給会社、映像配信サービス会社、音楽出版社、劇団、不動産事業(ホテル、リゾート施設、都市開発関連を含む)、飲食店チェーンなどバラエティに富んでおり、M&A・ファイナンス、コーポレート、コンプライアンス・危機管理・企業研修、スタートアップ・ベンチャー支援(IPO準備含む)、知的財産権・エンタテインメント・IT、労働(企業側)、裁判・仲裁・その他紛争などの企業法務を中心として、国際案件、一般民事・家事事件も含め、幅広い分野の業務を取り扱っています。



増田パートナーズ法律事務所

MASUDA & PARTNERS LAW OFFICE

増田パートナーズ法律事務所

Masuda & Partners Law Office

弁護士数：パートナー4名、シニアアドバイザー(弁護士)1名、オブカウンスラー2名(現・元大学教授)、外部顧問(弁護士)1名、アソシエイト4名(2024年11月末現在)

代表弁護士：増田英次(第一東京弁護士会)

〒101-0047

東京都千代田区内神田1-6-10 笠原ビルディング12階

TEL: 03-5282-7611

URL: <https://www.msd-law.com/>

Mail: info@msd-law.com

M&A・ファイナンス/コーポレート/コンプライアンス・危機管理・企業研修/スタートアップ・ベンチャー支援/知的財産権・エンタテインメント・IT/労働(企業側)を中心とする多方面の分野を扱う総合法律事務所です。

代表パートナーの増田は、多くの上場、非上場企業で社外役員、コンプライアンス委員会委員等を務め、企業の意思決定にも深く関与するとともに、コンプライアンスの分野において、新しい視点と法律以外の知見や智慧を取り入れた「エモーショナルコンプライアンス」なるものを提唱し、数多くの上場企業で研修を行っています。また、ベストロイヤーズをはじめ、Asia Business Law Journalの「Japan's Top 100 Lawyers 2020」に選出されるなど受賞歴も多数ございます。

お問い合わせ先

Mail: info@msd-law.com



明るく開放感のある会議室です。